

報告第8号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和7年3月31日処分）

令和7年6月4日提出

筑西市長 設 楽 詠美子



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和７年３月３１日公布）

令和７年３月３１日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第23号

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円を超える」を「66万円を超える」に、「65万円とする」を「66万円とする」に改め、同条第3項ただし書中「24万円を超える」を「26万円を超える」に、「24万円とする」を「26万円とする」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「65万円を超える場合には、65万円」を「66万円を超える場合には、66万円」に、「24万円を超える場合には、24万円」を「26万円を超える場合には、26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。